

2018年8月28日

都道府県社会福祉士会  
会 員 各 位

公益社団法人日本社会福祉士会  
会 長 西 島 善 久

**平成30年度社会福祉推進事業「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の  
ソーシャルワーク機能の実態把握と課題分析に関する調査研究」に関するご  
協力のお願い**

時下ますますご清祥のことと存じます。また、大阪北部地震及び西日本における豪雨等により甚大な被害が発生しました。あらためて亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本年3月に取りまとめられました「社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書」において、社会福祉士による地域共生社会の実現に向けた活動状況等を把握し、社会福祉士が果たしている役割や成果の「見える化」を図り、国民や関係者の理解の促進を図る必要性が明記されたところです。

そのため、本会としましては、厚生労働省所管の平成30年度社会福祉推進事業（重点事業）として、すべての都道府県社会福祉士会に所属する個人会員を対象とした標記の調査事業を実施いたします。

つきましては、社会福祉士の配置・任用拡大を目指す上で大変重要な基礎的なデータとなり得ることから、調査票をご覧いただきながら、マークシート（回答用紙）に必要事項を記入の上、9月30日までにご返送をお願い申し上げます。

また、一人でも多くの会員の皆様にご回答いただきたく、指定期日内にご協力いただけますよう、会員相互の声かけ等による回答率の向上についても特段のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

## 1 実施主体

公益社団法人 日本社会福祉士会

## 2 調査の目的

この事業は、厚生労働省所管の平成 30 年度社会福祉推進事業(重点事業)として実施します。調査の目的は、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士のソーシャルワークの機能の発揮状況、果たしている役割等の実態把握と課題分析を通して改善策を明らかにし、もって、有効的・効果的な活用と国民の理解の促進を図ることとしています。

## 3 調査の概要

本事業は、調査票による日本社会福祉士会(以下「本会」という。)の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する個人会員である社会福祉士に対する悉皆調査、悉皆調査の回答者から一定の要件を満たしている社会福祉士を対象とした標本調査及び一定の要件を満たしている社会福祉士を対象としたインタビュー調査の 3 段階の調査からなります。今回お願いする悉皆調査では、全国各地における様々な分野において実践・活動している、すべての個人会員に対する調査を通して、社会福祉士のソーシャルワークの機能の発揮状況、個人・組織・社会の各レベルでの役割、実践環境等の把握と課題分析を行います。

## 4 調査の対象

本会の正会員に所属する個人会員

## 5 倫理的配慮

### (1) あなたの個人情報の保護について

この調査が手続き通りに正しく行われたか、または、データ内容が正しいかを確認するために、この調査の関係者があなたの回答した内容を確認することがあります。しかし、あなたの個人に関する情報が第三者に漏れることは一切ありません。なお、調査協力の同意については、マークシートの提出をもって、同意したものとみなします。

### (2) データの処理について

ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理し、ご回答者を特定できないようにいたします。また、ご回答内容は本研究事業以外の目的には使用しません。

### (3) 調査結果の公表について

この調査で得られた結果や分析等を報告書に取りまとめ本会ホームページ上で公開するとともに、専門の学術学会または学術雑誌等においても公表いたします。しかし、あなた個人に関する情報が公開されることは一切ありません。あなたのプライバシーは厳格に守られますので、ご安心ください。

## 6 調査研究委員会 委員名簿

### (1) 親委員会 委員

(五十音順、敬称略)

	氏名	所属/役職	備考
1	小原 眞知子	公益社団法人日本医療社会福祉協会 理事	
2	片山 睦彦	藤沢市役所 福祉健康部長	
3	鈴木 智敦	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 理事	
4	高橋 良太	社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部長	
5	竹田 匡	公益社団法人日本社会福祉士会 理事	副委員長
6	田村 綾子	公益社団法人日本精神保健福祉士協会 副会長	
7	二木 立	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 副会長	
8	西島 善久	公益社団法人日本社会福祉士会 会長	委員長
9	濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長	
10	村中 峯子	公益社団法人日本看護協会 健康政策部 部長	

### (2) 調査・作業委員会 委員

	氏名	所属/役職	備考
1	石川 久展	関西学院大学 教授	
2	浦田 愛	社会福祉法人文京区社会福祉協議会 係長	
3	大島 千帆	埼玉県立大学 准教授	
4	乙幡 美佐江	駒沢女子大学 非常勤講師	
5	竹田 匡	公益社団法人日本社会福祉士会 理事	委員長
6	原田 奈津子	社会福祉法人恩賜財団済生会 済生会保健・医療・福祉総合研究所 上席研究員	
7	渡辺 裕一	武蔵野大学 教授	

### 7 調査に関する問い合わせ先

公益社団法人日本社会福祉士会 担当:北村、神園  
〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階  
電話:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543  
Mail:2018-research@jacsw.or.jp

### 8 調査の回答送付先 (この調査の回収は、社会福祉法人りべるたすに業務委託しています)

社会福祉法人りべるたす  
〒260-0802 千葉県千葉市中央区川戸町 468-1  
電話:043-497-2373 FAX:043-497-2127  
Mail:chousa@libertas-mail.jp

# 調 査 票

本調査票を読みながら、あてはまるものについて、別紙のマークシート(回答用紙)の該当番号をぬりつぶしてください。なお、特段の指定がない限り、2018年8月末現在の状況についてご回答ください。

ご回答は、この調査票ではなく、すべて別紙のマークシート(回答用紙)にHB以上の濃さの鉛筆またはシャープペンシルを使用してお書きください。ご回答後は返信用封筒にて、マークシート(回答用紙)のみご返送ください。本調査票は、返信不要ですのでお手元にお控えください。

Q1.あなたの所属している都道府県社会福祉士会を1つ選んで、マークシートの該当番号をぬりつぶしてください。

①北海道	②青森	③岩手	④宮城	⑤秋田	⑥山形	⑦福島	⑧茨城
⑨栃木	⑩群馬	⑪埼玉	⑫千葉	⑬東京	⑭神奈川	⑮新潟	⑯山梨
⑰長野	⑱富山	⑲石川	⑳福井	㉑岐阜	㉒静岡	㉓愛知	㉔三重
㉕滋賀	㉖京都	㉗大阪	㉘兵庫	㉙奈良	㉚和歌山	㉛鳥取	㉜島根
㉝岡山	㉞広島	㉟山口	㊱徳島	㊲香川	㊳愛媛	㊴高知	㊵福岡
㊶佐賀	㊷長崎	㊸熊本	㊹大分	㊺宮崎	㊻鹿児島	㊼沖縄	

Q2.あなたご自身のことについて伺います。あてはまるものについてマークシートの該当番号をぬりつぶしてください。

2-1.性別	①男性 ②女性
2-2.年齢	①20歳代 ②30歳代 ③40歳代 ④50歳代 ⑤60歳代 ⑥70歳代 ⑦80歳以上
2-3.最終学歴	①中学校 ②高校 ③専門学校 ④短大 ⑤大学 ⑥大学院 ⑦その他
2-4.社会福祉士取得ルート	①福祉系大学4年(指定科目) ②福祉系大学4年(基礎科目) + 短期養成施設 ③一般大学4年 + 一般養成施設 ④福祉系短大3年(指定科目) + 実務経験1年 ⑤福祉系短大3年(基礎科目) + 実務経験1年 + 短期養成施設 ⑥一般短大3年 + 実務経験1年 + 一般養成施設 ⑦福祉系短大2年(指定科目) + 実務経験2年 ⑧福祉系短大2年(基礎科目) + 実務経験2年 + 短期養成施設 ⑨社会福祉主事養成 + 実務経験2年 + 短期養成施設 ⑩一般短大2年 + 実務経験2年 + 一般養成施設 ⑪実務経験4年 + 一般養成施設 ⑫児童福祉司等4年 + 短期養成施設 ⑬児童福祉司等5年 ⑭その他 ⑮わからない

2-5. 社会福祉士以外の保有資格等 (複数回答可)	①精神保健福祉士 ⑤保健師 ⑨作業療法士 ⑬弁護士 ⑰医師 ⑳税理士	②介護福祉士 ⑥看護師 ⑩言語聴覚士 ⑭司法書士 ⑱歯科医師 ㉒その他	③介護支援専門員 ⑦助産師 ⑪臨床心理士 ⑮社会保険労務士 ⑲薬剤師 ㉓なし	④ホームヘルパー ⑧理学療法士 ⑫保育士 ⑯行政書士 ㉑相談支援専門員
2-6. 社会福祉士会以外の加入団体 (複数回答可)	①精神保健福祉士協会 ④看護協会 ⑦理学療法士会 ⑩弁護士会 ⑬行政書士会 ⑯薬剤師会 ⑲学術学会※	②介護福祉士会 ⑤医療社会福祉協会 ⑧作業療法士会 ⑪司法書士会 ⑭医師会 ⑰相談支援専門員協会 ⑳その他	③介護支援専門員協会 ⑥ソーシャルワーカー協会 ⑨臨床心理士会 ⑫社会保険労務士会 ⑮歯科医師会 ⑱税理士会 ㉑なし	

※社会福祉士会及びその他職能団体としての学会を除く学術学会に限ります。

Q3.あなたの就労状況について伺います。あてはまるものについてマークシートの該当番号をぬりつぶしてください。

3-1. 職歴	3-1-1. 福祉分野での職歴 ①あり ②なし	3-1-2. 福祉分野以外での職歴 ①あり ②なし	
3-2. 現在の就労状況	①就労している ②就労していない⇒Q5へ		
3-3. 現在の主たる就労先の法人等種別	①国 ④独立行政法人 ⑦【⑥】を除く社会福祉法人 ⑩(一般・公益)社団法人 ⑬宗教法人 ⑯有限会社 ⑲わからない	②地方自治体 ⑤その他公法人 ⑧医療法人 ⑪(一般・公益)財団法人 ⑭学校法人 ⑰その他営利法人 ⑳法人格なし	③事務組合等 ⑥社会福祉協議会 ⑨特定非営利活動法人 ⑫協同組合 ⑮株式会社 ⑱その他
3-4. 現在の主たる就労先の種別 (主なものを1つだけ選択してください。)	<b>【高齢者福祉関係】</b> ①介護保険施設 ②居宅サービス事業所 ③地域密着型サービス事業所 ④居宅介護支援事業所 ⑤地域包括支援センター ⑥その他の高齢者福祉関係 <b>【障害者福祉関係】</b> ⑦障害者支援施設 ⑧相談支援事業所 ⑨就労支援事業所 ⑩障害福祉サービス事業所 ⑪その他の障害者福祉関係 <b>【児童・母子福祉関係】</b> ⑫乳児院 ⑬児童養護施設 ⑭母子生活支援施設 ⑮児童家庭支援センター ⑯障害児施設(入所・通所) ⑰障害児相談支援事業所 ⑱保育所 ⑲その他の児童・母子関係 <b>【生活困窮者自立支援・生活保護関係】</b> ⑳自立相談支援機関 ㉑就労準備支援事業所 ㉒家計相談支援事業所 ㉓その他の生活困窮者自立支援関係 ㉔救護施設 ㉕婦人保護施設 ㉖無料低額宿泊所 ㉗その他の生活保護関係 <b>【地域福祉関係】</b> ㉘社会福祉協議会 ㉙独立型社会福祉士事務所 ㉚その他の地域福祉関係 <b>【医療関係】</b> ㉛病院・診療所 ㉜その他の医療関係		

	<b>【行政相談所】</b> ③福祉事務所 ③④児童相談所 ③⑤身体障害者更生相談所 ③⑥知的障害者更生相談所 <b>【行政関係】</b> ③⑦国 ③⑧都道府県 ③⑨市町村 ④⑩その他の行政関係 <b>【司法福祉関係】</b> ④⑪保護観察所 ④⑫更生保護施設 ④⑬刑務所 ④⑭地域生活定着支援センター ④⑮その他の司法福祉関係 <b>【教育関係】</b> ④⑯教育委員会 ④⑰小・中・高校 ④⑱大学（大学院） ④⑲その他の教育関係 <b>【その他】</b> ⑤⑰就業支援関係（ハローワーク等） ⑤⑱その他		
3-5.現在の主たる就労先（施設・機関）の従業員数	①5人未満 ④20人～50人未満 ⑦300人～500人未満	②5人～10人未満 ⑤50人～100人未満 ⑧500人以上	③10人～20人未満 ⑥100人～300人未満
3-6.現在の主たる就労先の他の社会福祉士の有無	現在の主たる就労先における、 <u>あなた以外</u> の社会福祉士の有無 ①いる ②いない		
3-7.現在の主たる就労先における役職等	①管理職（管理職手当がある）または経営者である ②管理職または経営者ではない		
3-8.現在の主たる就労先における職種（主たる就労先において兼務している場合等は複数回答可）	①相談員 ④査察指導員 ⑦医療ソーシャルワーカー ⑩老人福祉指導主事 ⑬生活支援コーディネーター ⑯サービス管理責任者 ⑲相談支援員 ⑳スクールソーシャルワーカー ㉑補導員 ㉒障害者職業カウンセラー ㉓地域移行推進員 ㉔看護職 ㉕教職・研究職 ㉖その他	②判定員 ⑤指導員・生活指導員 ⑧精神保健福祉士 ⑪社会福祉士 ⑭介護支援専門員（主任含む） ⑰就労支援員 ⑳家計相談支援員 ㉑保育士 ㉒福祉専門官 ㉓職場適応援助者 ㉔福祉活動専門員 ㉕リハビリテーション職 ㉖経営者	③現業員 ⑥（児童/身体・知的障害者）福祉司 ⑨コミュニティ・ソーシャルワーカー ⑫認知症地域支援推進員 ⑮障害者相談支援専門員 ⑱生活支援員 ㉒児童自立支援専門員 ㉓保護観察官 ㉔社会復帰調整官 ㉕地域体制整備コーディネーター ㉖介護職 ㉗事務職 ㉘管理者
3-9.現在の主たる就労先における就労形態	①正規職員 ④派遣職員	②非正規職員（契約・嘱託） ⑤自営業（経営者を含む）	③非正規職員（パート）
3-10.現在の主たる就労先での前年度の年収（税込）	①200万円未満 ④400万円～500万円未満 ⑦700万円～800万円未満 ⑩1千万円以上	②200万円～300万円未満 ⑤500万円～600万円未満 ⑧800万円～900万円未満	③300万円～400万円未満 ⑥600万円～700万円未満 ⑨900万円～1千万円未満
3-11.現在の就労先の資格手当の有無	社会福祉士としての資格手当 ①あり ②なし		

3-12.現在の主たる就労先での就労年数	①1年未満 ④5年～10年未満	②1年～3年未満 ⑤10年～20年未満	③3年～5年未満 ⑥20年以上
3-13.社会福祉士資格取得後の実務経験年数(通算)	①1年未満 ④5年～10年未満	②1年～3年未満 ⑤10年～20年未満	③3年～5年未満 ⑥20年以上

Q4.あなたの労働状況について伺います。あてはまるものについてマークシートの該当番号をぬりつぶしてください。

4-1.所定労働時間を超えて働くことの有無	①ある⇒4-2へ	②ときどきある⇒4-2へ	③ない⇒Q5へ
4-2.「①ある」「②ときどきある」と回答された方に伺います。 所定労働時間を超えて働く理由として、 <u>主なものを3つまで</u> 選択してください。	①人手不足だから ②所定労働時間内では片づかない仕事量だから ③仕事の繁閑の差が大きいから ④仕事の性格上、所定外でないとできない仕事があるから ⑤組織的に仕事の進め方にムダが多いから ⑥期日までに間に合わせないといけないから ⑦残業手当や休日手当を増やしたいから ⑧業績手当などを増やしたいから ⑨上司や同僚が残業しているので、先に帰りづらいから ⑩残業が評価される傾向があり、査定に影響するから ⑪自分の仕事をきちんと仕上げたいから ⑫定時で帰るより働いているほうが楽しいから		

※選択肢は「働き方の現状と意識に関するアンケート調査」（独立行政法人労働政策研究・研修機構）を一部改変

Q5.あなたの社会福祉士としての活動状況について伺います。あてはまるものについてマークシートの該当番号をぬりつぶしてください。

5-1	認定社会福祉士認証・認定機構のスーパーバイザーの登録の有無	①している⇒5-2へ	②していない⇒5-3へ
5-2	【5-1で登録している場合】現在の認定社会福祉士認証・認定機構のスーパービジョンの実施の有無	①している	②していない
5-3	実習指導者の講習受講修了の有無	①している⇒5-4へ	②していない⇒5-5へ
5-4	【5-3で講習受講修了している場合】これまでの実習指導の担当の有無	①している	②していない
5-5	権利擁護センターぱあとなあ名簿の登録の有無	①している⇒5-6へ	②していない⇒5-7へ
5-6	【5-5で登録している場合】成年後見人等としての受任の有無	①している	②していない
5-7	認定社会福祉士の登録の有無	①している	②していない
5-8	主たる就労先以外での活動(主たる就労先以外での勤務、ボランティア、地域活動等)の有無	①している	②していない

5-9.あなたは、過去1年間(2017(平成29)年9月～2018(平成30)年8月)に研究発表や実践報告を行いましたか。

①行った⇒5-10へ	②行っていない⇒Q6へ
------------	-------------

5-10.どのように研究発表や実践報告を行いましたか(複数回答可)

①学会発表	②論文発表	③雑誌寄稿・出版
④実践報告	⑤その他	

Q6.あなたは、過去1年間(2017(平成29)年9月～2018(平成30)年8月)に、以下の経験がありますか。  
それぞれあてはまるものについてマークシートの該当番号をぬりつぶしてください。

6-1	人権・社会正義について調べたことがある	①はい	②いいえ
6-2	人権・社会正義について議論をしたことがある	①はい	②いいえ
6-3	倫理綱領を読んだことがある	①はい	②いいえ
6-4	倫理綱領を実践する中で考えたことがある	①はい	②いいえ
6-5	倫理綱領について研修を受けたことがある	①はい	②いいえ
6-6	倫理綱領について他の人に説明をしたことがある	①はい	②いいえ
6-7	倫理的ジレンマについて悩んだことがある	①はい	②いいえ
6-8	ソーシャルワークのグローバル定義(2014年)を読んだことがある	①はい	②いいえ

Q7.あなたの過去1年間(2017(平成29)年9月～2018(平成30)年8月)の研修等の受講状況について伺います。あてはまるものについてマークシートの該当番号をぬりつぶしてください。

7-1	社会福祉関連の職場内研修の受講の有無	①受けた	②受けていない
7-2	社会福祉士会主催の社会福祉関連の研修受講の有無	①受けた	②受けていない
7-3	職場及び社会福祉士会(上記の1と2)以外の主催による社会福祉関連の研修受講の有無	①受けた	②受けていない
7-4	自主的な勉強会・研究会等の受講の有無	①受けた	②受けていない

あなたの過去1年間(2017(平成29)年9月～2018(平成30)年8月)におけるスーパービジョンの実績について伺います。マークシートの該当番号をぬりつぶしてください。

7-5.スーパービジョンを受けた実績の有無

①受けた⇒7-6へ      ②受けていない⇒7-7へ

7-6.スーパービジョンを受けた相手(複数回答可)

①上司から受けた                      ②上司以外の職場関係者から受けた  
③職場外から受けた                    ④その他から受けた

7-7.スーパービジョンを実施した実績の有無

①実施した⇒7-8へ      ②実施していない⇒Q8へ

7-8.スーパービジョンを実施した相手(複数回答可)

①部下に実施した                      ②部下以外の職場関係者に実施した  
③職場外で実施した                    ④その他で実施した



Q8 ソーシャルワーク機能の実践・発揮状況について伺います。

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が実践すべきソーシャルワーク機能として、以下の1～14の機能があげられます。(日本社会福祉士会「基礎研修テキスト」より抄出)

1～14の機能の概要をご覧になりながら、11 ページの記入例を参考に、8-1～8-3にお答えください。

8-1 1～14のソーシャルワーク機能について、実践・発揮するために必要な知識・技術について伺います。

あなたは、必要な知識・技術についてどの程度有していると思いますか。4 段階評価で最もあてはまるものについてマークシートの該当番号をぬりつぶしてください。

8-2 1～14のソーシャルワーク機能について、実践・発揮する機会について伺います。

あなたは、1～14のソーシャルワーク機能を実践・発揮する機会がありますか。マークシートの該当番号をぬりつぶしてください。

主たる就労先の業務に限らず、就労先の業務以外の場面も含めて、実践・発揮する機会がある場合は、機会があるものとして、①をぬりつぶしてください。なお、ここでいう「就労先の業務以外」は、社会福祉士会をはじめ、NPO や後見人等としての活動を含めてお考えください。

8-3 【8-2】で1～14のソーシャルワーク機能のうち、「①ある」と回答した機能を実践・発揮した経験について伺います。あなたは、過去に該当するソーシャルワーク機能を実践・発揮した経験がありますか。マークシートの該当番号をぬりつぶしてください。

クライアントの問題解決能力や環境への対処能力を強化するための機能		
1	側面的援助機能	クライアントと周囲の環境に働きかけながら、その主体性や自己決定を心理的・社会的に支え、生活の場における自立生活実現のために側面的に援助する機能。
2	代弁機能	サービス利用者が不利益を被ることのないようにその権利を守る代弁者としての機能。クライアント・アドボカシーあるいはケース・アドボカシーといわれる。自らの希望や要求などを主張できずに、その権利が侵害されかねない場合などに、ソーシャルワーカーがクライアントやその家族を「弁護」し、彼らの訴えを「代弁」という機能。
3	直接支援機能	クライアントに直接的に関わり、支援する機能。クライアントの相談援助業務を中心としながらも「生活場面面接法」という面接法を用いるなど、クライアントの日常生活場面を共有する関わりからクライアントの生活全体を支援する機能。
4	教育・指導機能	クライアントが必要とする情報の提供、クライアントが抱えている問題に対処するための方法、利用できるサービスに関することなどを求められた場合に、クライアントに対して必要な情報を分かりやすく提供することでクライアントの生活を支援する機能。
5	保護機能	クライアントの生命や生活の安全を確保・保障するための保護者としての機能。深刻な生活上の問題を抱えるクライアントに対して、必要に応じて法律や制度、専門的権威に裏付けられた介入を行う機能。
クライアントと必要な社会資源との関係構築・調整のための機能		
6	仲介機能	クライアントとそのニーズに応じた適切な社会資源との間を媒介し、結びつけるという機能。人々の生活の多様化とともに、クライアントのニーズも多様化・複雑化し、各種制度やサービスの種類・内容も多岐にわたってきている。ソーシャルワーカーには、クライアントの問題解決にどのような社会資源が有効であり、かつ、いかに両者を結び付けるかということ、すなわち仲介者としての機能。

7	調停機能	家族や関係者間での意見の相違や、組織や集団、地域住民相互の間に葛藤があるときなどに、合意形成を図るべく、それらの関係に介入する調停者としての機能。
8	ケア(ケース)マネジメント機能	多様な問題やニーズを同時に抱えているクライアントや家族に対する複数の必要な社会資源の包括的な利用を可能にするケア(ケース)マネジメント機能。
機関や施設の効果的な運営や相互の連携を促進するための機能		
9	管理・運営機能	機関や施設全体の管理・運営業務に携わるソーシャルワーカーが果たすべき機能。自ら所属する機関等が提供するサービス内容の改善や質の維持・向上に努力し、利用者や地域から信頼される機関、施設づくりに向けての機能。
10	スーパービジョン機能	スーパーバイザーとして、適切なサービスの提供を可能にする職員集団作りや運営、有能なワーカーの育成のための指導、またワーカーに対する精神的な側面でのサポート等を目的とした機能。
11	ネットワーキング(連携)機能	個人や家族の安定した生活を地域で支えていくためには、地域に存在する施設や機関、また医療、保健、福祉など各種のサービスやその従事者、地域住民による組織やボランティア団体などが、相互に連携してネットワークを形成し、有効に機能することが求められる。ソーシャルワーカーにはクライアントへの効果的な援助という目標に向かって協働する社会資源のネットワークの構築とその有効な運用を促すネットワークとしての機能。
制度や施策の改善・発展、また社会全体の变革を促すための機能		
12	代弁・社会変革機能	ここで言う「代弁」とは、クラス・アドボカシーあるいはコーズ・アドボカシーと言われ、地域全体における社会資源の開発や制度や施策の発展を求める機能をいう。クライアントや家族の立場からの要求を代弁して行政に訴えることなどによる、社会資源の開発や施策の改善への反映。地域の偏見や差別意識のために社会参加が妨げられるなど社会的に抑圧された状態の人がいる場合には、そうした人々の声を代弁しながら社会環境に働きかけていくことにより、誰もが地域社会の一員としての権利と機会が保障される社会への変革を促していく機能。
13	組織化機能	地域に何らかの福祉問題が発生するなど住民のニーズが満たされていない場合には、地域住民が主体となってそれらの問題の解決に取り組むことが重要となる。このような時に、地域における住民の組織化や家族会などの当事者の会(セルフヘルプグループ)の形成を促す働きが求められる。同じ地域に暮らす人々がつながり、支えあう地域づくりのために果たすべき機能。
14	調査・計画機能	地域福祉の推進のためには、住民のニーズや地域におけるサービスの整備状況などを的確に把握して、街づくりや必要なサービスの整備などを計画的に進める必要がある。そのために住民やサービス利用者などへのアンケート調査や問題を抱える人々の声を直接聴く調査を行い、また、住民参加の促進やボランティア育成、サービスの整備やネットワークの形成など地域福祉推進のための計画策定に携わるなどの機能。

※日本社会福祉士会の「基礎研修テキスト」より抄出

ご回答は、下記の記入例を参考に別紙のマークシート(回答用紙)の該当番号をぬりつぶしてください。

【記入例】

別紙マークシートに、上述の1～14の機能について、8-1.機能を実践・発揮するために必要な知識・技術の4段階評価、8-2.機能を実践・発揮する機会の有無、8-3.機能を実践・発揮した経験の有無、について、該当する番号をぬりつぶしてください。

		8-1				8-2		8-3	
		この機能を実践・発揮するために必要な知識・技術を有している程度				この機能を実践・発揮する機会の有無【①ある場合は8-3へ】		【8-2で①ある場合】過去にこの機能を実践・発揮した経験の有無	
		有している	ある程度有している	あまり有していない	有していない	ある	ない	ある	ない
1	側面的援助機能	●	②	③	④	●	②	●	②
2	代弁機能	①	●	③	④	●	②	●	②
3	直接支援機能	●	②	③	④	機会がある場合は8-3にお答えください		●	②
4	教育・指導機能	①	●	③	④	●	②	●	②
5	保護機能	●	②	③	④	●	②	●	②
6	仲介機能	●	②	③	④	●	②	●	②
7	調停機能	●	②	③	④	●	②	●	②
8	ケア(ケース)マネジメント機能	①	②	●	④	●	②	①	●
9	管理・運営機能	①	②	●	④	①	●	①	②
10	スーパービジョン機能	①	●	③	④	●	②	●	②
11	ネットワーキング(連携)機能	①	●	③	④	●	②	●	②
12	代弁・社会変革機能	①	②	●	④	●	②	①	●
13	組織化機能	①	②	●	④	①	●	①	②
14	調査・計画機能	①	●	③	④	①	●	①	②

Q9. 追加調査協力をお願い

今年度11月以降に、追加調査としてウェブ上でのアンケート調査を予定しております。この追加調査にご協力いただけますか。あてはまるものについてマークシートの該当番号を1つぬりつぶしてください。また、「①協力できる」方は、あなたの社会福祉士会会員番号とご氏名をご記入ください。

なお、ご協力可能な方のうち、一定の要件により対象者となる方を抽出させていただくことから、協力可能な方全員をお願いするものではありません。また、追加調査にご協力いただける場合は、当調査の結果と追加調査の結果を合わせて分析対象とさせていただきます。

①協力できる

②協力できない

追加調査に御協力いただける方(Q9で①に回答の方)は、

別紙マークシートに日本社会福祉士会の会員番号とご氏名をご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

別紙マークシートのみ同封の封筒(切手不要)にて9月30日までに  
ご投函くださいますようお願い申し上げます。